

本宮市告示第44号

本宮市一般競争入札に係る事前評価等申請制度実施要領を次のように定める。

令和6年3月27日

本宮市長 高松 義行

本宮市一般競争入札に係る事前評価等申請制度実施要領

(目的)

第1条 この告示は、市が執行する一般競争入札において、別に定める申請項目について事前評価等申請を行い、入札参加者が入札の際に発注案件ごとに提出する書類の軽減を図ることを目的とする。

(申請の対象者)

第2条 対象者は、本宮市総合評価等一般競争入札又は本宮市制限付一般競争入札により発注する建設工事において入札参加を希望する者とする。

(申請の対象工種)

第3条 申請の対象工種は、本宮市入札参加資格における建設工事の種類のものとする。

(申請について)

第4条 申請希望者は、本宮市一般競争入札に係る事前評価等申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)及びその他必要な書類を添えて、評価等を希望する年度の4月15日までに市長に郵送等で提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第5条 申請内容に変更が生じたときは、本宮市一般競争入札に係る事前評価等変更申請書(様式第2号)に変更内容を証明する資料を添えて、速やかに変更申請を行わなければならない。

(申請内容の取消)

第6条 第4条及び前条に規定する申請に虚偽が判明したとき、申請内容が要件を満たさなくなったとき、又は申請事項が事実と相違することを確認したときは、申請の取消ができるものとする。

(申請書の確認及び通知)

第7条 市は、申請書と提出資料の確認を行い、結果を事前評価等決定通知書(様式第3号。以下「決定通知書」という。)により通知するものとし、提出資料等については返却を行わない。

(決定通知書の使途)

第8条 決定通知書は、当該年度の4月1日から3月31日までに公告する本宮市総合評価等一般競争入札及び本宮市制限付一般競争入札による建設工事の入札において、評価等を行う際に用いる。

2 公告された案件ごとに提出する申請書に、決定通知書の写しを添付することで提出書類の一部を省略する

ことができる。

3 事前審査の内容を入札案件に用いるかどうかの判断は入札参加者による。

(通知書の有効期限)

第9条 決定通知書の有効期限は、申請年度の3月末日までとする。ただし、第6条で申請の取消を行った場合は、取消日とする。また、総合評定値通知書又は経営事項審査結果通知書の写しの更新があった場合は、第5条により速やかに変更申請を行うものとする。

(その他)

第10条 本要領の活用は、当該企業の自由意志によるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。